

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

特殊法人等
独立行政

十八事業年度財務諸表、東日本高速
道路株式会社工事一部完了・工事区

農內
林水
關產
省府
令第十一

府令省會

十八事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了・工事区間変更、公認会計士等の登録及び登録抹消、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係

平成十九年一月十五日

卷之六

公賈賈還（琦玉県）、教育職員免許

卷之三

会社その他

会社その他

府令・省令

卷之三

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産一〇)

告示

○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件
(文化庁二七一、二九)

改正する件（経済産業二八三）

〔官厅報告〕

電波監理審議会の意見の聴取について

〔公
告〕

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係

○經濟産業省告示第二百八十三号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を改正する告示を次のように定める。
平成十九年十一月十五日

國務大臣 岸田 文雄

電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一中エアコンディショナーの項を次のように改める。

一 冷房能力	二 区分名(冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で壁掛け形のもので、以下同じ。)
三 冷房消費電力	四 冷房運転のときのエネルギー消費効率
五 暖房能力(暖房のできるものに限る。)	六 暖房消費電力(暖房のできるものに限る。)
七 暖房運転のときのエネルギー消費効率(暖房のできるものに限る。)	八 冷暖房平均エネルギー消費効率(暖房ができるものに限る。)
九 通年エネルギー消費効率(冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で壁掛け形のものであつて、冷房能力が四キロワット以下のものに限る。)	十 使用上の注意

- 別表第一第七号中「以外の方法により」を「以外の方法による」に改める。
別表第二第七号中(七)を(九)とし、(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、(四)を(五)とし、同号(五)中「ヒートポンプ暖房」を「及びヒートポンプ暖房」に改める。
別表第二第七号中(五)の次に次のように加える。
(六) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一一(ルームエアコンディショナ)附属書三に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示する。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行つものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。
別表第一第七号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。
(1) 区分名の表示に際しては、次の表の冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。
ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行つものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。
ボンブ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行つものについては、区分名を省略することができる。

冷房能力 三・二キロワット以下	室内機の寸法タイプ 寸法規定タイプ（室内機の横幅寸法八〇〇ミリメートル以下かつ高さ二九五ミリメートル以下のものをいう。以下同じ。）
三・二キロワット超四・〇 キロワット以下	寸法フリータイプ（寸法規定タイプ以外のものをいう。以下同じ。）
D	C
B	A

2 1

この告示は、平成二十年十一月十五日から施行する。

この告示の施行前に、この告示による改正前の電気機械器具品質表示規程の規定に基づく表示をした電気機械器具については、その表示をこの告示による改正後の電気機械器具品質表示規程の規定に基づくものとみなす。